

改 正 案	現 行
（戸籍法の一部改正） 第十二条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。 第百十七条の六中「第四十八条第二項本文」を「戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項」に改め、第百十七条の七を第百十七条の八とし、第百十七条の六の次に次の一条を加える。 第百十七条の七 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。 （債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正） 第十六条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。 第十三条の次に次の一条を加える。 （行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十三条の二 債権譲渡登記ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第	（戸籍法の一部改正） 第十二条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。 第百十七条の六中「第四十八条第二項本文」を「戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 第百十七条の七 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。 （債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正） 第十六条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。 第十七条を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の次に次の一条を加える。 （行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十四条 債権譲渡登記ファイルに記録されている保有個人情報（行政

号) 第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。) については、同法第四章の規定は、適用しない。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二十八条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

附 則

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第十二条第一項」の下に、「第十二条の二第四項」を加え、「第百十三条の六第五項」を「第百十三条の七第五項」に改める。

機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号) 第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。) については、同法第四章の規定は、適用しない。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二十八条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

4 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

附 則

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第十二条第一項」の下に、「第十二条の二第四項」を加え、「第百十三条の六第五項」を「第百十三条の七第五項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。